

食品安全委員会（第801回会合）議事概要

日 時:令和2年12月22日(火) 14:00~14:50

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:佐藤委員長外6名出席

動画配信:報道0名、行政機関1名、一般4名

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

- ・農薬4品目
ピリオフェノン
フルチアニル
プロパルギット
マンデストロビン

→厚生労働省及び担当の吉田（緑）委員から説明

農薬「ピリオフェノン」、「フルチアニル」及び「マンデストロビン」については、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改定することとなった。

農薬「プロパルギット」については、急性参照用量の設定のため、農薬第五専門調査会において審議することとなった。

- ・農薬
ホラムスルフロン

→厚生労働省から説明

本件について、農薬第四専門調査会において審議することとなった。

(2) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「トロメタミンジノプロストを有効成分とする牛の注射剤（動物用プロナルゴンEZ注射液）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田（緑）委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
・動物用医薬品「ゼラノール」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、「ゼラノールの許容一日摂取量 (ADI) を $1.3 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日とする。」との審議結果が了承され、リスク管理機関 (厚生労働省) に通知することとなった。

・遺伝子組換え食品等「CF307株を利用して生産されたキシラナーゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、「CF307株を利用して生産されたキシラナーゼ」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価」(平成16年3月25日食品安全委員会決定)に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関 (厚生労働省) に通知することとなった。

・遺伝子組換え食品等「ZGL株を利用して生産されたグルコースオキシダーゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、「ZGL株を利用して生産されたグルコースオキシダーゼ」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価」(平成16年3月25日食品安全委員会決定)に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関 (厚生労働省) に通知することとなった。